

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税2) 法人住民税: 義、事業税: 義(地方税1)
	②: 上記以外の税目	所得税、消費税、印紙税、相続税、贈与税、固定資産税、不動産所得税、都市計画税、特別土地保有税、地方消費税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 <p>今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、令和4年12月9日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)において、補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間、病床確保と発熱外来に関して初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について、感染症流行前の同月と同水準の収入を保証する措置(以下「流行初期医療確保措置」という。)を規定した。</p>
		《要望の内容》 <p>流行初期医療確保措置による収入は、社会保険診療による収入の実績に基づいて算定されることや、診療報酬と同様に保険料(保険者の負担)と公費によって賄われていることから、実質的に社会保険診療による収入の代替となるため、税制上で同様に扱うことを要望し、事業税の非課税措置を要望する。</p>
		《関係条項》 <p>地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第72条の23、第72条の49の12  感染症法第36条の9、第36条の10</p>
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年4月以降、感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間
7	創設年度及び改正経緯	新設
8	適用又は延長期間	恒久措置

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等の特性が明らかでない当該感染症まん延時等の初期段階(以下「感染症の流行初期」という。)において、患者の入院等の対応を行う医療機関が経営上の不安を抱えることなく、継続して医療を提供することにより、必要な医療提供体制を維持する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>感染症法第36条の9、第36条の10</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅰ:安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1:地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1-1:地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療に係る収入と同様に事業税の非課税措置を講じることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関について、経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで、地域における医療提供体制を維持する。</p> <p>具体的には入院患者数が約1.5万人、発熱外来患者数が約3.3万人に対応できる医療提供体制を令和6年4月以降速やかに確保する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療に係る収入と同様に事業税の非課税措置を講じることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関について、経営上の不安を払拭する。</p>
10	有効性等	① 適用数	約2,000件
		② 適用額	—
		③ 減収額	—

## ④: 効果

## 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

区分 \ 年度	令和6	令和7以降
新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能(病床確保)(A)	約 1.5 万床	約 1.5 万床を維持 感染状況に応じて拡大
達成目標の達成状況 (A/約 1.5 万床)	100%	100%

区分 \ 年度	令和6	令和7以降
新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能(発熱外来)(B)	約 3.3 万箇所	約 3.3 万箇所を維持 感染状況に応じて拡大
達成目標の達成状況 (B/約 3.3 万箇所)	100%	100%

## 【算定根拠】

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年6月29日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

## 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

区分 \ 年度	令和6	令和7以降
新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能(病床確保)(C)	約 1.5 万床	約 1.5 万床を維持 感染状況に応じて拡大
租税特別措置等の直接的効果による達成目標の実現割合 (C/A)	100%	100%

区分 \ 年度	令和6	令和7以降
新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能(発熱外来)(D)	約 3.3 万箇所	約 3.3 万箇所を維持 感染状況に応じて拡大
租税特別措置等の直接的効果による達成目標の実現割合 (D/B)	100%	100%

			<p>【算定根拠】 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年6月29日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)</p>
		⑤: 税込減を是認する理由等	<p>平時に税込減は発生しないが、感染症の流行初期に患者の入院等を行う医療機関について、流行初期医療確保措置による収入の事業税の非課税措置を講じることで、当該医療機関の経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで、地域における医療提供体制を維持することは、国民に広く効果が及ぶものである。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>流行初期医療確保措置による収入について、事業税を非課税とすることにより、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関の経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで地域における医療提供体制を維持することが期待される。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において医療機関が講ずべきもののうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県は病床の確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、医療人材の派遣、感染症疑い患者の受入病床の確保等に要する費用を支弁しなければならない、</li> <li>・国と都道府県は、施設及び設備整備事業に要する費用について補助を行うことができることとされている。</li> </ul> <p>これらは発生した費用に対する補助であり、今般の流行初期医療確保措置による収入とは性質が異なっている。</p> <p>このような支援を組み合わせながら地域における医療提供体制を維持していく。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>流行初期医療確保措置は都道府県知事が医療機関に対して支給することとされており、財源は国が3/4、都道府県が1/4を負担する。その他の財政支援も上記のとおり国と都道府県で行うこととなる。そのため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		